

2026年2月17日

理学療法士部門管理者 各位

公益社団法人日本理学療法士協会  
会長 斉藤 秀之  
広報企画担当 長谷川大悟  
政策企画・職能推進担当 佐々木嘉光

国の補正予算に基づく療法士の賃上げに対する支援の申請について（周知・お願い）

## 【第2報】

平素より、本会の活動ならびに理学療法士部門の運営・管理にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、先般【第1報】としてご案内いたしました、令和7年度補正予算に基づく療法士を含む医療・介護・障害福祉従事者の賃上げ・物価上昇支援事業につきまして、このたび医療分野における実施要綱、申請様式等が厚生労働省より公表されました。

また、介護分野においては、既に要綱が発出されているところですが、今回新たにQ&Aや取得に係る支援情報が追加されております。

以下、現時点で確認可能な最新情報について、改めてご案内いたします。

### <厚生労働省公式情報>

#### ■ 医療分野（医療機関等）

- ・令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_69485.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html)

#### ■ 介護分野

- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ&A（第1版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001637153.pdf>

- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業、ケアプランデータ連携システムの利用促進及び介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援策について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001631369.pdf>

- ・「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る広報資材等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001651943.pdf>

- ・令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の計画書の記入方法について（解説動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=5VT0b1mk4yI>

なお以下、本会ホームページ上に、処遇改善に関連する情報を整理した専用サイトをご用意いたしました。併せてご確認いただけたら幸いです。

掲載ページ URL：<https://www.japanpt.or.jp/pt/function/insurance/#a1>

申請要件の解釈や、賃上げ方法（基本給・手当等）の考え方について整理されていますので、管理者・事務担当者の皆様におかれましては、必ずご確認ください。

<お詫びと訂正>

【第 1 報】におきまして、本支援事業の支給額が個々の職員に確定的に支給されるとの誤解を招く表現がございました。本制度は、各事業所の判断により賃上げや職場環境整備等に充当されるものであり、個人ごとの支給額を保証するものではありません。

本会の表現により混乱を生じさせましたこととお詫びするとともに、訂正いたします。

ご案内は以上となります。本会といたしましても、引き続き関係情報の収集および周知に努め、療法士が本支援制度の対象として確実に位置づけられるよう取り組んでまいります。

制度の円滑な活用と療法士の処遇改善に向け、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

<問い合わせ先>

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 職能推進課

E-mail：[shokuno@japanpt.or.jp](mailto:shokuno@japanpt.or.jp)